

2018.2.19

小石川 2 丁目マンション建築確認取消審査請求の審査請求人・関係者の皆様

## 小石川 2 丁目マンション建築確認取消裁決に対する取消訴訟についてのご報告

建築確認取消裁決取消訴訟 訴訟参加人  
戸波江二

小石川 2 丁目マンションの建築に対する反対運動では、多大のご協力とご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

●口頭弁論のお知らせ——ぜひ傍聴にいらしてください。

日時：2018 年 2 月 21 日 13 時 30 分

法廷：東京地方裁判所 5 階 501 号法廷

\*原告 30 分、被告 30 分、訴訟参加人（戸波）15 分のプレゼンがあります。

\*傍聴席が狭いので、開廷時間より相当早くお越しください。

### 1. これまでの紛争の経過

小石川 2 丁目マンションに対する私たちの反対運動は、すでに 13 年になりますが、最大の転換点は、2015 年 11 月 2 日、東京都建築審査会による 2 丁目マンション建築確認取消裁決です。この取消裁決により、95%完成していたマンション建築は中止せざるを得ず、新しい建築確認を取得して大幅な建て直しを余儀なくされることになりました。

そのため、事業者（NIPPO/神鋼）は、建築確認取消裁決の取消しを求めて、2016 年 5 月 10 日、東京地裁に提訴しました。そこで、私たち審査請求人および関係者は、この訴訟に参加することにしました。そして、2016 年 11 月 7 日に、戸波 1 名が訴訟参加人となり、神楽坂キーストーン法律事務所、日置先生、農端先生に訴訟参加の代理人をお願いし、東京地裁に訴訟参加を申立て、2017 年 2 月 7 日に訴訟参加を認められました。また同年 4 月 14 日に戸波が意見陳述しました。

### 2. 東京地裁での審理の経過

東京地裁での訴訟は、事業者（NIPPO/神鋼）を原告、東京都を被告とする、東京都建築審査会のした小石川 2 丁目マンションにかかる建築確認取消裁決に対する取消訴訟です。私たち（訴訟参加人は戸波 1 名ですが）は、被告東京都の側に立って、建築確認取消裁決が適法であったと主張することになります。

私たちとしては、東京都や私たちの主張・立証を踏まえて、東京都建築審査会の裁決が正しく、建築確認が違法であるとの判断が裁判所でも維持されると期待しています。ただし、ここまでの審理をみると、裁判所は、原告の主張を認め、1 階駐車場が法令の定めた避難の性能を満たしていると判断する可能性も否定できません。

### 3. 東京地裁での口頭弁論と結審

本訴訟は、訴訟提起から1年9ヶ月と時間がかかっています。裁判所の審理では、来る2月21日に口頭弁論を行うことになっていますが、それで結審となる可能性もあります。

とくに21日の口頭弁論では、原告、被告、訴訟参加人がパワーポイントでプレゼンテーションを行うこととなっています。原告30分、被告30分、訴訟参加人（戸波代理人農端先生）15分です。ぜひ傍聴にお越しください。

### 4. 今後の見通し

21日の口頭弁論において、東京地裁での審理は結審する可能性があります。結審された場合、判決は数ヶ月後に出されるのではないかと思います。

万が一、原告事業者の勝訴判決が出ましたら、被告東京都および訴訟参加人戸波は東京高等裁判所に控訴することになると考えています。今後ともよろしくご支援のほどお願い申し上げます。

以上